

# しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業実施要領

## 1. 主旨

この要領は、しまね・ハツ・建設ブランドに登録された新技術の中で、全国展開を目指す経営方針を持つ企業が保有する市場競争力の高い登録技術及び地場産業と連携して県内の産業振興や雇用の確保に寄与すると考えられる登録技術を、しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業対象技術として認定し支援するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 目的

しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業（以下「特別支援事業」という）により、市場競争力が高い新技術を選定し、県が発注する公共工事での積極的な利用及び全国での販路開拓等の支援を、期間を限定して集中的にして実施することにより、早期の全国展開及び地場産業との連携を実現し、建設関連産業の活性化や雇用の確保を目的とする。

## 3. 募集

### 1) 募集対象

しまね・ハツ・建設ブランド登録技術とする。

### 2) 募集方法

募集は各年度1回実施し、事務局より登録技術保有者に募集通知を送付する。

申請は特別支援モデル事業申請書（別添様式1）を事務局に提出して行う。

## 4. 審査方法

審査方法については「しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業対象技術審査要領」に定める。

## 5. 支援内容

特別支援モデル事業の支援内容は登録技術の支援内容以外に、以下の各号に定めるものとする。

- 1) 総合評価方式における評価項目に設定し、モデル認定技術を使用とした場合は技術評価点を加点する。
- 2) 県発注工事においてモデル認定技術を優先的に使用する。
- 3) 特記仕様書に特別支援モデル事業であることを記載する。
- 4) 市場開拓事業補助金の対象技術とし、当該補助金の審査会においてプレゼンテーションを免除し、書類審査のみとする。なお、プレゼンテーションの免除については、特別支援モデル事業終了後も継続する。

## 6. 支援内容の決定

5. 1) 2) 3) については、特別支援モデル事業対象技術認定後に技術選考会を開催し、支援内容を決定し、各関係機関に通知する。技術選考会については「しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業技術審査要領」第2項に定める。

## 7. 事業期間

事業期間は2カ年とし、認定された翌年度の4月1日を起算日とし、認定を受けた翌々年度末をもって認定を解除する。

## 8. 事務局

「しまね・ハツ・建設ブランド」の事務局を技術管理課企画調査グループに設置する。事務局は「しまね・ハツ・建設ブランド」全般にかかわる庶務事務を行うものとする。

## 9. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は技術管理課長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

### 附則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 ただし、平成24年4月1日で特別支援モデル事業の認定を受けている技術についても適用する。

